

伊勢社協 健幸倶楽部つどい運営規程

(事業の目的及び運営の方針)

第1条 社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会（以下、「協議会」という。）が開設する、伊勢社協 健幸倶楽部つどい（以下、「事業所」という。）が行う指定通所介護事業、伊勢市介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業の【通所介護相当サービス】、又は、介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業の【生きがいデイサービス】（以下、「通所介護等」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、その利用者が可能な限り、その居宅において有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的に、適正な事業を利用者に提供する。

(事業所の名称等)

第2条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 伊勢社協 健幸倶楽部つどい
- 二 所在地 伊勢市八日市場町13番1号

(職員の種類、員数、及び職務内容)

第3条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤兼務1名）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、通所介護計画、及び通所型サービス計画（以下、「ケアプラン」という。）の作成等を行う。
- 二 生活相談員 6名（常勤兼務4名、非常勤兼務2名）
生活相談員は、利用者の生活相談をはじめ、事業全般に従事する。
- 三 看護職員 3名（非常勤兼務3名）
看護職員は、健康チェック、主治医との連絡を行う。
- 四 介護職員 10名（常勤兼務3名、非常勤専従4名、非常勤兼務3名）
養護、送迎をはじめ、事業全般に従事する。
- 五 機能訓練指導員 3名（非常勤兼務3名）
機能訓練指導員は、健康チェック、機能訓練、主治医との連絡を行う。

(営業日及び営業時間)

第4条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日まで行う。（ただし、12月29日から1月3日までは除く）
- 二 時間 8時30分から17時までとする。
- 三 サービス提供時間 9時15分から16時30分までとする。
- 四 上記規定に関わらず、台風、地震等の災害等により通所介護等の実施が困難であると協議会または管理者が判断した場合には休業とする。

(利用定員)

第5条 利用定員は下記の通りとする。

- 一 通所介護サービス事業 8 名
- 二 介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業の【通所介護相当サービス】 18 名
- 三 介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業の【生きがいデイサービス】 14 名

(通所介護等サービスの内容)

第 6 条 通所介護等の内容は次のとおりとし、ケアプランに基づいてサービスを提供する。

- 一 送迎
- 二 健康状態の確認
- 三 機能訓練
- 四 入浴
- 五 食事の提供
- 六 生活等に関する相談及び助言
- 七 養護
- 八 家族に対する介護方法の指導、相談、助言
- 九 その他、必要な日常生活上の世話

(通所介護等の利用料その他の費用の額)

第 7 条 通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割、2 割又は 3 割とする。

- 2 伊勢市介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業の【通所介護相当サービス】、又は、伊勢市介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業の【生きがいデイサービス】を提供した場合の利用料の額は、「伊勢市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」によるものとし、当該通所型サービスが法定代理受領サービスであるときは、その 1 割、2 割又は 3 割とする。
- 3 法定代理受領を行わない通所介護等を提供した際は、その全額。法定代理受領を行う通所介護等を提供した際に、介護保険法第 43 条、及び伊勢市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第 6 条に規定された居宅介護サービス費等区分支給限度基準額を超えるサービスを提供した場合は、第 1 項の支払とは別に、超過額の全額の支払いを受けるものとする。
- 4 次に定める費用については、利用者から徴収する。
 - (1) 昼食費 普通食 600 円/日
調整食・治療食 利用者の希望により実費
 - (2) おやつ代 100 円/日
 - (3) 血圧等を記録するための「健幸ノート」の実費 180 円/冊 ※1 冊目に付いては無料
 - (4) セラバンドの購入費用 500 円/本
 - (5) 入浴時にタオルのレンタルを行った場合の実費 バスタオル 40 円/枚、フェイスタオル 15 円/枚
 - (6) その他、事業所において提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる物
 - ア 利用者の希望により提供する日常生活に必要な身の回り品の費用 実費
 - イ 利用者の希望により提供する日常生活に必要な教養娯楽費の費用 実費
- 5 第 4 項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

- 6 ボールペンの組立・梱包などの生産活動を通じた手先や脳の訓練において発生した組立・梱包の手数料を100円単位で第4項(1)の昼食費の値引きに利用できるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにあらかじめ定められた協力医療機関、家族、主治医、保険者、又は、介護支援専門員もしくは地域包括支援センター職員への連絡を行う等、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(相談・苦情対応)

第9条 利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、通所介護等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 第1項の苦情の内容等について記録し、通所介護の場合は、その完結の日から2年間保存する。伊勢市介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業の【通所介護相当サービス】、又は、介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業の【生きがいデイサービス】の場合は、その完結の日から5年間保存する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、伊勢市の区域とする。

(非常災害対策)

第11条 震災、風水害、火災その他の災害（以下「非常災害」という。）に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業所は、消火器その他の必要な設備を設け、非常災害に備えるため、年2回以上の避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 3 避難訓練のうち1回以上は、火災避難訓練、1回以上は火災・地震（津波）・風水害の総合訓練とする。
- 4 従業者は、非常災害時には「伊勢市社会福祉協議会健幸倶楽部つどい 自然災害発生時における業務継続計画」及び「災害時における職員行動マニュアル」に沿って行動する。

(秘密保持等)

第12条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 協議会は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所はサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には、当該利用者又はその家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。
- 4 第1項～第3項にかかわらず、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報はできるものとし、協議会は秘密保持義務違反の責任を負わないものとする。

(業務継続計画の作成に関する事項)

第13条 協議会は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以

下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 協議会は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 協議会は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

(虐待の防止・身体拘束適正化のための措置に関する事項)

第 14 条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2)虐待の防止のための指針を整備する。

(3)従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4)前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための責任者を置く。

2 事業所は、身体拘束適正化のため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1)身体拘束適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2)身体拘束適正化のための指針を整備する。

(3)従業者に対し、身体拘束適正化のための研修を定期的実施する。

(衛生管理等)

第 15 条 協議会は、感染症が発生し又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1)感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催する。

(2)感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3)従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施する。

(ハラスメント防止に関する事項)

第 16 条 協議会は、適切な通所介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものや、利用者や利用者の家族からの常識の範囲を超えた要求や言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための規定の策定等の必要な措置を講じるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 17 条 利用者がサービスを受けるに当たって、非常災害時の対策には協力する。

2 利用者は、他の利用者の迷惑となる行為等は行わない。

(その他運営についての留意事項)

第 18 協議会は、職員等の資質向上を行うための研修の機会を積極的に設けることとし、また業務 体制の整備に努める。

採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

継続研修 年 1 回以上

2 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、協議会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。